

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	女性の再就職促進のための税制上の優遇措置	
2	要望の内容	<p>&lt;適用対象&gt; 次世代育成対策推進法に基づく「くるみんマーク」を取得しており、当該措置の適用事業年度において、現在無業であり、かつ、前職の離職時から1年以上経過している女性（以下「再就職を希望する女性」）を20名以上正規職員として雇用した企業</p> <p>&lt;措置の内容&gt; 例えば、適用事業年度において再就職を希望する女性を20名以上正規職員として雇用した場合に、当該女性職員の人件費の30%を法人税額から控除する（さらに、翌事業年度においても、初年度と同額を法人税額から控除する）措置を創設する。または、法人税額の控除に替えて、資産の割増償却を認める等の措置を創設することについて、その効果を踏まえながら検討する。</p>	
3	担当部局	男女共同参画局	
4	評価実施時期	—	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規	
6	適用又は延長期間	2年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 出産・育児を機に退職し、現在無業であるが就業を希望している女性の正規職員としての再就職を促進する。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)、「第3次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方(答申)」(平成22年7月23日男女共同参画会議)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>12. 男女共同参画社会の形成の促進</p> <p>1. 男女共同参画社会の形成の促進</p> <p>(6) 女性の参画拡大に向けた取組</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 25～44歳の女性の就業率73%</p>
			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 25～44歳の女性の就業率</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 M字カーブの要因として、就業を希望する女性は多くいるにも関わらず、出産</p>

			等を機に退職した女性の再就職が困難であることが挙げられる。そのため、企業に対し、再就職を希望する女性を雇用するためのインセンティブを付与することは、女性の就業者数を増やすことにつながる。
8	有効性等	① 適用数等	72 企業
		② 減収額	(法人税額の控除の場合) 法人税 1263 百万円 法人住民税 218 百万円 ※ 別添資料参照 (割増償却の場合) 試算中
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 25～44 歳の女性のうち、就業を希望する女性は 184 万人にものぼる。また、出産等を機に退職した女性の再就職には困難が伴う状況にある。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 企業に対し、再就職を希望する女性の正規雇用のためのインセンティブを付与することで、女性の再就職が促進される。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 就業を希望する女性の数や、女性の再就職が困難な状況は継続すると考えられる。	
		《税収減を是認するような効果の有無》 少子高齢化による労働力不足が懸念されていることから、仮に出産等による就業の中断がある女性でも、それまでの就業経験を生かして就業することができる環境の整備は、長期的な経済成長の維持につながる。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	実際に負担した人件費の額に応じた優遇措置を受けられることは、一律の額が給付される補助金と比較して企業にとってより強いインセンティブとなる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

## 女性の再就職促進のための税制上の優遇措置（法人税額の控除）

### 適用数見込・減収見込額について

#### ● 適用数見込について

くるみんマーク取得企業が全国で 717 企業（平成 21 年 6 月末時点）であることから、そのうちの 1 割が優遇措置の適用を受けると想定。

$$\begin{aligned} 717 \times 0.1 &= 71.7 \\ &\approx 72 \text{ 法人} \end{aligned}$$

#### ● 減収見込額について

- ・ 適用を受ける 72 企業が、それぞれ 20 名ずつ再就職を希望する女性を雇用したと仮定。
- ・ 各企業は、雇い入れた女性の正規職員 20 名に対し、女性の正規職員の平均賃金月額 244,800 円（平成 21 年賃金構造基本統計調査（全国））を適用事業年度（12 ヶ月間）に支給したと仮定。
- ・ 税額控除割合は 30%

#### <試算式>

法人税額の減収見込額（初年度）

$$\begin{aligned} &= (\text{平成 21 年 6 月末時点} \cdot \text{くるみんマーク取得企業の 1 割}) \\ &\quad \times (\text{優遇措置を受けるために最低限必要な雇用者数}) \\ &\quad \times (\text{女性の正規職員の平均賃金 (年額)}) \\ &\quad \times (\text{税額控除割合}) \\ &= 717 \times 0.1 \times 20 \times 244,800 \times 12 \times 0.3 \\ &= 1,263,755,520 \\ &\approx 1263 \text{ 百万円} \end{aligned}$$